

社会福祉法人南風会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南風会の役員(理事、監事)及び評議員、評議員選任・解任委員等(以下「役員等」)の報酬等について定めるものである。

(報酬等)

第2条 役員等の報酬等の支払は、次の通りとする。

(1) 週平均2日以上業務に勤務しているものについては、次の通り支給する。

月額 72,000円

(2) 上記以外の役員等については、1日あたり10,000円を報酬としてを支給する。

(3) 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、次の通り報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

1回 3,000円

交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(控除)

第3条 当該役員等の報酬から諸税及び法定福利費等を控除することが出来る。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。(ただし、利用経路は合理的な経路で算定する。)

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

6 報酬 10,000円 とする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成22年4月1日より適用する

この規則は、平成29年4月1日より変更する